

水道施設維持負担金制度（仮称）の創設に関する市民意見募集結果

【総括表】

市民の皆様の御意見	
1 総括的な意見	1 3 9 件
2 地下水利用専用水道の課題に関する意見	1 2 件
3 水道事業に係る経費に関する意見	2 2 件
4 制度の内容に関する意見	9 9 件
5 既存事業者への経過措置に関する意見	1 1 件
6 その他の意見	6 6 件
合 計	3 4 9 件

1 総括的な意見

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
水道施設は生活に不可欠なライフラインであるため、普段から使う、災害時にしか使わない等にかかわらず市民が公平に負担することに問題はない。	将来にわたり市民の皆様に安全・安心な水道水を提供するために、水道施設の維持管理に係る経費を適正に負担していただくことを目的として、「水道施設維持負担金制度（仮称）」（以下「本制度」といいます。）を導入しようとするものです。
水道料金の基本料金の値上げであれば理解もできるが、使用もしていない水量に負担金を課するという本制度の条例化には反対である。	
地下水利用専用水道を設置している事業者は企業努力で投資をしているため、丁寧な説明が必要である。	本制度の導入の際には、改めて丁寧な説明や周知に努めてまいります。今後、パブリックコメントや既存の対象者の皆さまから頂いた御意見を踏まえて、本制度の具体的な内容を検討してまいります。
地下水利用専用水道の課題や、本制度が検討されていること自体が、十分周知されていないのではないか。	
使用者数や水量の面からは、地下水利用専用水道の占める割合は大きくないと思われるが、本制度の創設は必要なのか。	地下水利用専用水道の導入による影響は有収水量の減少量の約1割程度と推計していますが、全使用者数（約77万件）に対する地下水利用専用水道の設置件数（58件）の割合を踏まえると、看過できないものと考えています。
水道事業の減収の要因を、地下水利用専用水道の増加と断定できるのか。	
平成13年の水道法改正により国が地下水利用専用水道の設置を承認し、京都市でも設置を認めているのに、今回地下水利用専用水道使用者に負担増を求めるのは、水道法改正の目的効果を阻害するものであり、行政上の信義則に反する。	平成13年の水道法改正の趣旨は以下の2点であり、地下水の利用や専用水道の使用の促進を目的としたものではないことから、本制度の創設が法改正の趣旨に抵触するものではないと考えています。
<参考>平成13年の水道法改正の趣旨 ① 水道事業者は、大半が中小規模の事業者（市町村）であり、水質等の管理体制が脆弱であることから、技術力の高い第三者に業務を委託して適正に管理を行うための規定整備を行う。 ② 水道に起因する感染症の集団発生等を踏まえ、水道の安全性の向上を図るため、学校やレジャー施設など、利用者は多いが居住者が居ないために水道法の規制を受けていない水道を、専用水道として規制の対象とするための規定整備等を行う。	

2 地下水利用専用水道の課題に関する意見

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
水道施設の維持に係る経費負担において、公平性が損なわれている。	水道法により給水義務を負う本市は、求められる水量に対応できるよう水道施設を維持管理する必要があります。
市民からすれば、地下水利用専用水道の使用者が本来負担すべき分まで負担させられていることになるため、早期の導入をお願いしたい。	しかし、地下水利用専用水道の使用者の多くは、通常時には、専用水道の水源として確保している水道水の水量に対して少量の水道水しか使用しないため、水道施設の維持管理に係る経費を水道料金から適切に回収できない状態となっています。
使用水量に応じて水道料金を支払っているが、これが不公平とは言えないのではないか。	

3 水道事業に係る経費に関する意見

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
地下水利用により普段は少量の水道水を使い、バックアップ時には大量の水を使う地下水利用専用水道の使用者に対して、水道を維持するうえでの固定費の負担をしてもらうのは当然だと思う。	本制度は、本市が地下水利用専用水道の設置者の水源の確保に対して準備している水道施設の維持管理に必要となる経費を応分負担していただくものです。各事業者におけるコスト削減に向けた企業努力を否定するものではありません。
地下水利用専用水道を導入している企業は、コスト削減を考え、少しでも利用者利益に繋げる事を考えています。そのような企業に対してコスト負担を求める事が、市民生活の向上に寄与するとは思えません。	

4 制度の内容に関する意見

(1) 制度の対象者について

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
地下水の大口使用者は他にもいる。 専用水道以外に地下水を利用し、水道水をバックアップに使用している施設があるのに、なぜ地下水利用専用水道の使用者だけに課金されるのか。	水道法上、本市のような水道事業者と専用水道の設置者は、「人の飲用に適する水」を供給する者として同じ位置付けであり、専用水道の設置者には、水源確保、水質管理から給水に至るまで水道事業者と同等の責任があります。
地下水を使用しない者の中にも、基本料金しか支払ってない使用者がいるが、対象とはならないのか。	水道水と地下水を混合して利用する地下水利用専用水道の使用者は、水源としている地下水の枯渇など不測の事態に備えるために、水道事業者（本市）の施設（水源）を利用しています。
学校や病院などの公益性の高い施設については、区別して考えてもいいのではないか。	本制度は、このような形で本市の水道施設を使用する者（地下水利用専用水道使用者）に対し、一般の水道使用者との間の負担の公正性を確保するため、水道施設の維持に必要な応分の負担を求めるものです。
地下水を利用する事業者のうち対象となるかどうかの判定を適正に審査し、不公平にならないようにしていただきたい。	

(2) 負担金の額・算定根拠等について

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
水道を半分使用すれば固定費を応分負担できることが理解できる。	負担金単価は、一般の水道使用者との固定費負担の公平性を確保するために新たに設定したものであり、経費の不足分を地下水利用専用水道の使用者に転嫁するものではありません。 なお、この負担金単価（1 m³当たり1 4 3円）は、本市の現行の水道料金の算定根拠である「京都市上下水道事業中期経営プラン（2013-2017）」に掲げる財政計画の数値を用い、水道水1 m³に係る固定費の平均値として算定したものです。
負担金単価の根拠となっている従量料金から回収する経費を専用水道事業者のみに負担を強いることとなっていないか。	
負担金の設定の仕方の根拠が分からない。負担させるなら、定額でよいのではないか。	
負担金額が高額である。	本制度における負担金は、専用水道の使用者が本市の水道施設を使用して専用水道の水源を確保することに対する負担（施設の使用料）を求めようとするものであり、水道水を供給する対価としての負担を求めるものではありません。 なお、水道法施行規則では「水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあっては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたもの」であれば、料金や給水装置工事の費用のほかにも負担を求めることが認められています（第12条の3第2号）。
使用していない水道水へ課金することは、法律違反とはならないのか。	

5 既存事業者への経過措置に関する意見

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
既存の地下水利用専用水道の使用者に対しては、設備等への初期投資回収を考慮して、本制度の適用時期に配慮してほしい。	既存使用者に対しては、経過措置を設けることで、可能な限り投資費用が回収できるような制度としていきたいと考えています。
コスト縮減に取り組んできた事業者としての努力を考慮してほしい。	経過措置の内容につきましては、皆様からの御意見を踏まえ、引き続き、検討を進めてまいります。
地下水利用専用水道の使用に当たって多額の設備投資をしており、本制度が導入されると、事業継続に影響を及ぼす可能性がある。	
既存使用者は、本制度の適用除外とすべきである。	既存使用者を適用対象外とすると、一般の使用者との公平性確保についての課題が解決されないだけでなく、新たに地下水利用専用水道を導入する事業者との間での不公平が生じることとなります。

6 その他の意見

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
本制度の導入により、災害発生時の飲用水確保への影響はないのか。	災害時に必要な水を確保するための取組については、地域の皆様に御協力いただく「災害時協力井戸制度」の取組だけでなく、水道施設の耐震化など京都市による取組、また、市販水の備蓄や雨水の貯水など市民一人一人による取組を並行して進めることで、災害発生時の飲用水確保への対応は可能であると考えています。
市の「災害時協力井戸登録」を行っている使用者に対して、何らかの配慮はないのか。	なお、「災害時協力井戸制度」については、災害時に地域の皆様の生活のための水（洗濯やトイレに使用する水）として井戸水を提供していただく制度であり、飲料用の水の提供を想定した制度ではありません。
各都市で共通する地下水利用専用水道に関する問題点については、国への働きかけを進め、法整備を進めることが必要ではないか。	平成13年の水道法改正以降、全国の水道事業者の間でも地下水利用専用水道の増加が課題となっています。 本市では、他都市と連携し、国に対して法整備等の要望を行ってきました。 今後も、地下水利用専用水道に関する法整備が適切に行われるよう働きかけてまいります。
地下水利用を規制できないのか。	地下水採取を規制する法律として、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」がありますが、いずれにおいても京都市は規制対象区域になっていません。 また、民法上、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」と規定されており、地下水の使用権は土地の所有権に付従して存するため、土地所有者は自由にその水を使用することができるかと解されています。このため、条例によって地下水の利用を制限することはできないと考えています。